

報道機関配付資料 安城市

件名 石川県志賀町への職員派遣について

令和6年3月29日

令和6年能登半島地震の被災地を支援するため下記の職員を派遣します。

※総務省は志賀町への支援団体を愛知県に決定。愛知県に対し、被災した住家の被害認定業務を行う人員が不足するため、愛知県の市町村職員を派遣してほしいとの要請があった。これを受け、愛知県から本市へ職員派遣要請があったもの。

記

日時 令和6年3月31日（日）～4月7日（日）8日間

派遣先 志賀町役場（石川県羽咋郡志賀町）

業務 住家の被害認定業務

（県内自治体からの派遣職員等3～4人1班での現地調査）

派遣者 総務部資産税課 職員1名

問い合わせ 安城市役所 人事課

電話（直通） 0566-71-2203



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。